

議案第43号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和2年6月5日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険料の減免が、令和2年2月1日から適用され、遡って減免の対象となることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(議案第43号) 二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>